

# 地域商工業活性化保証(一般分)

## 制度の特徴

主に事業の設備資金を対象とした低金利・低保証料の県制度です。  
一般分以外に産学・産業間連携支援分、商業振興分や運転資金にも対応した商業振興分、  
企業活性化支援分などがあり、保証限度額、保証期間、金利など条件が異なります。

|           |   |
|-----------|---|
| 対 象 者     | 原則として1年以上（事業を営んでいない個人が新たに開業した者については6ヶ月以上）県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者 |
| 保 証 限 度 額 | 5, 0 0 0万円  |
| 保 証 期 間   | 1 0 年以内（固定金利）<br>または<br>1 5 年（変動金利）                                     |
| 据 置 期 間   | 2 年以内   |
| 金 利       | 1.4%以内<br>(10年超は変動金利1.55%以内)  |
| 保 証 料     | 0.41~1.43%  |
| 担 保       | 必要に応じて徴求  |
| 連 帯 保 証 人 | 原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要<br>(一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)           |